

各位



「ジュニアNISA」(未成年者少額投資非課税制度)の 口座開設申込の受付開始について

株式会社福邦銀行(頭取 東條 敬)は、平成28年2月1日(月)から、「ジュニアNISA」(未成年者少額投資非課税制度)の口座開設申込の受付を開始いたします。

「ジュニアNISA」は、お子さまやお孫さまの将来の資金づくりのための制度です。日本にお住まいの未成年者(0~19歳)を対象に、年間80万円まで非課税枠を最長5年間ご利用いただけます。

「ジュニアNISA」のご利用をお考えのお客さまは、是非、当行で口座をご開設ください。

当行は、今後もお客さまの幅広いニーズに合わせた品揃えを充実させ、ご満足いただける商品やサービスの提供に努めてまいります。

記

1. 取扱店

全営業店(39店舗)

2. 取扱開始日

①口座開設申込受付 : 平成28年2月1日(月)

②運用開始 : 平成28年4月1日(金)

3. ジュニアNISAの概要

項目	内容
ご利用いただける方	日本にお住まいの20歳未満の方(口座開設する年の1月1日現在)
非課税対象	当行では公募株式投資信託
非課税投資上限額	毎年80万円
非課税期間	投資した年から最長5年間
払出制限	18歳まで原則、払出不可

《イメージ図》



【ジュニア NISA をご利用いただくにあたっての留意事項】

- ・ ジュニア NISA のご利用にあたっては、税務署宛の申請手続きが必要となるため、相応の期間（1 ～ 2 ヶ月）がかかる場合があります。
- ・ ジュニア NISA 口座内の投資信託は、他の金融機関に移管することはできません。
- ・ ジュニア NISA 口座内で購入された投資信託の分配金を再投資する場合、非課税投資上限額に達するまではジュニア NISA 口座での購入となり、上限額を超えた分配金については課税ジュニア NISA 口座での購入となります。短期間での乗換や分配金再投資型の投資信託につき高い頻度で分配金の支払を受ける投資手法は不利となる場合があります。
- ・ 払出制限付普通預金口座からの払出しは、口座開設者本人もしくは法定代理人のみが行うことができます。また、原則として口座開設者本人の同意が必要となります。
- ・ 口座開設者が成人となった以後は、口座開設者本人にお取引いただくこととなります。
- ・ ジュニア NISA をご利用の際は、「ジュニア NISA に関する留意事項」の内容もご確認ください。「ジュニア NISA に関する留意事項」は、当行の本支店の投資信託販売窓口でご用意しております。

【投資信託をご購入いただくにあたっての留意事項】

- ・ 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、当行が元本を保証する商品ではありません。
- ・ 当行が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の規定による支払いの対象ではありません。
- ・ 当行は投資信託の販売会社であり、投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。
- ・ 投資信託は、その信託財産に組入れられた株式・債券・REIT などの価格が、金利の変動、為替相場の変動、その発行者に係る信用状況の変化などで変動し、基準価額が下落することにより、投資元本を割り込むことがあります。投資信託の運用による利益および損失は、投資信託をご購入されたお客さまに帰属します。
- ・ 投資信託の購入から換金・償還までの間に直接または間接的にご負担いただく費用には、購入時手数料、追加設定時信託財産留保額、信託報酬、信託財産留保額、解約手数料、監査費用、売買委託手数料、その他費用などがあります。実際の費用の種類・額および計算方法は投資信託毎に異なります。また、投資信託の保有期間等により換金時および保有期間中の手数料等が変動する投資信託もあります。詳しくは、各ファンドの「投資信託説明書（交付目論見書）」および「目論見書補完書面」でご確認ください。
- ・ 投資信託をご購入の際は、必ず「投資信託説明書（交付目論見書）」および「目論見書補完書面」の内容をご確認のうえ、ご自身でご判断下さい。目論見書等は、当行の本支店の投資信託販売窓口でご用意しております。